

県立病院等における患者一部負担金に係る 債権回収業務委託について

(お 知 ら せ)

県立病院等では、患者一部負担金に係る特定の未収金について、弁護士法人一番町綜合法律事務所に債権回収業務を委託することとしましたのでお知らせします。

1 目的

岩手県立病院等における患者一部負担金に係る未収金について、患者間の負担の公平性確保や個人未収金縮減の観点から、専門的な業者に債権回収業務を委託することにより、未収金の回収促進と収納事務の効率化を図ることを目的とします。

2 対象とする未収金

病院職員での回収が困難な患者一部負担金に係る未収金のうち、委託業者による債権回収業務が必要と判断した未収金。

3 委託後の入金案内等について

委託した債権は、当病院に代わり、弁護士法人一番町綜合法律事務所が債権回収業務を行います。

4 入金口座について

入金業務についても、弁護士法人一番町綜合法律事務所が当院に代わり行うことから、原則として、弁護士法人一番町綜合法律事務所が指定する口座等にお支払を頂くこととなります。

※ 令和2年3月31日までに債権回収業務委託されている債権で、債務者等から債務弁済の確約が取れている債権及び分割払中の債権については、引き続き弁護士法人館野法律事務所に債権回収業務を委託しております。

令和4年4月
中部病院長